



地方公営企業会計勉強会

第2回 補助金等により取得した固定資産償却制度

長谷川公認会計士事務所

A_hasegawa_cpa@yahoo.co.jp

<http://a-hasegawa-cpa.jimdo.com/>

1. みなし償却制度

公営企業の固定資産のうち、補助金等をもって取得したものについて、当該固定資産の取得額から、充当した補助金等の額を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却額を算出することができる制度。(任意適用)

<前提> 補助金(資本剰余金)50億円、企業債(借入資本金)50億円で、100億円の資産を購入。
耐用年数10年、定額法により償却。

みなし償却なし

第1期(購入時)
資産(BS) 100 / 借入資本金(BS) 50
/ 資本剰余金(BS) 50

第2期
減価償却費(PL) 10 / 資産(BS) 10

除却時
仕訳なし

補助金等に関わる費用収益構造が、PLに反映されない。

減価償却対象	資産	100
	借入資本金	50
	資本剰余金	50

みなし償却あり

第1期(購入時)
資産(BS) 100 / 借入資本金(BS) 50
/ 資本剰余金(BS) 50

第2期
減価償却費(PL) 5 / 資産(BS) 5

除却時
資本剰余金(BS) 50 / 資産(BS) 50

1. 資産価値の実態が把握できない。
2. 減価償却負担が抑制される。

減価償却対象	資産	100
	借入資本金	50
残存価額	資本剰余金	50

2. 変更点

①廃止の理由

- ・補助金充当相当額が減価償却されない為、資産価値の実態が開示されない。
- ・公営企業会計独特の処理であり、任意適用のため他事業、他団体との比較が困難。

②補助金、一般会計負担金等の会計処理

補助金等は、長期前受金(仮称)計上、減価償却見合分を順次、収益化。(詳細未定)

- ・補助金等は、返済義務が無い点、資本的要素が強いが、減価償却資産の購入に充てるものであるから、資産の除却時に帳簿価額をゼロにする点、永続的に保持される資本とすることは適当とはいえない。

さらに、補助金等に関わる収益は、耐用期間にわたって、減価償却計算に対応させてPL上、収益化す必要があるため、負債計上することとした。

- ・ただし、対外的返済義務を伴う通常の負債と区分することが適当。

④建設改良費等に充てた企業債の元利償還金に対する 一般会計繰入額の特例処理

毎年の企業債の元利償還に関わる繰入額減価償却費の乖離が

大きい場合、元金相当のみ負債計上し、減価償却に伴って収益化し、利息相当は直接収益化する。

大きくない場合、繰入れた年度に全額収益計上できる。(重要性の原則、実務上の煩雑さ)

③経過措置

- (1)国庫補助事業等の単位毎に取得資産をグルーピングし、当該単位で総合償却を行なう。
- (2)困難な場合、従前の処理を継続することができる。

<総合償却>

グルーピングした資産の平均耐用年数を用いて償却費の計算を行う。

$$\text{簿価} \times \text{償却率} = \text{減価償却費}$$

処理年度は、総合償却残額を資本剰余金から負債に振替える。

翌年度以降は、従前のみなし償却に総合償却額を加算して償却。上乘分を負債から収益に振替える。

第1期(取得時)

資産(BS) 100 / 長期借入金(BS) 50
/ 長期前受金(BS) 50

第2期

減価償却(PL) 10 / 資産(BS) 10
長期前受金(BS) 5 / 雑益(PL) 5

非償却資産は、売却されない限り保有され続けるから、補助金等は資本剰余金とする処理を継続する。